

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (06-6208-9156)
処分課（担当）名	同上（指定管理者）
処分の名称	入館の制限（男女共同参画センター）
概要	下記処分基準のいずれかの要件に該当する場合は、指定管理者によって、入館を拒否され、または退館を命ぜられます。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例 第10条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	(1) 他人に危害を及ぼし、または迷惑となる行為をするおそれがある場合 (2) 建物または附属設備を損傷するおそれがある場合 (3) 他人に危害を及ぼし、もしくは他人に迷惑となる物品または動物を携行する場合 (4) 管理上必要な指示に従わない場合
ホームページ	
備考	